平成２５年（フ）第３５９号
千葉県流山市東初石３丁目111－１　ウッドパーク初石駅前Ｃ－302、住民票上の住所岐阜市六条大溝４丁目８番18－203号　エバグリーン岐阜
破産者　池崎源太郎
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１０９号
岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方575番地の１
破産者　有限会社沢崎庭石店
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１号
三重県伊賀市中友生1240番地
破産者　小端工業有限会社
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第２号
大阪府四條畷市田原台５丁目15番４号　グリーン・シャルマンＤ102、前住所三重県伊賀市陽光台2009番地の６
破産者　小端　右一
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１３１３号
京都市西京区山田猫塚町14番地
破産者　株式会社フォムズネット
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８号
和歌山市西浜1660－123、商業登記簿上の本店所在地和歌山市新和歌浦４番６号
破産者　有限会社和歌の海運送
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４号
松江市玉湯町玉造59番地９、前住所大阪府枚方市渚西１丁目６番１－306号
破産者　青砥　千都
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６号
松江市玉湯町玉造59番地９
破産者　青砥　寛明
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０９号
山口県宇部市神原町２丁目６番69号
破産者　有限会社豆腐庵
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第９３号
奈良県宇陀市榛原福地382番地、住民票上の住所兵庫県西宮市門前町13番13号
破産者　**廣**谷　孝司
1　決定年月日　平成27年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１８４５号
札幌市白石区南郷通12丁目南５番３－205号、開始決定時の住所札幌市西区宮の沢１条５丁目21番32－105号
破産者　中内　太郎
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５２９号
川崎市麻生区上麻生７丁目13番１－601号
破産者　松原英子こと　ＰＡＲＫ　ＹＯＵＮＧ　ＷＯＯＫ　朴　　英旭
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９６０号
愛知県豊田市保見ケ丘５丁目１番地１　公団122－304号
破産者　榊原　　剛
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９０２号
名古屋市緑区鳴子町１丁目５番地　鳴子団地202棟203号
破産者　加賀谷祥二郎
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５９６号
神戸市東灘区住吉宮町２丁目17番21－204号
破産者　坂井　康憲
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６１号
兵庫県豊岡市出石町日野辺409番地
破産者　山本由紀子
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
福島県田村郡三春町大字過足字下屋敷８番地の２
破産者　村上　正幸
1　決定年月日　平成27年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係